

■専攻医登録不要者(H29 年以前眼科研修開始者)の眼科臨床研修について

以下のとおり、医師国家試験合格年度によって、必要な研修が異なります。

(1) 平成 15 年以前医師国家試験合格者

認定研修施設(一般研修施設)において、専門医制度規則施行細則第 7 条で定められた 5 年以上の眼科研修が必要となります。

(2) 平成 16 年医師国家試験合格、かつ平成 29 年以前眼科研修開始者

厚生労働省の定める 2 年の医師臨床研修修了後、一般研修施設において専門医制度規則施行細則第 7 条で定める 4 年以上の眼科研修が必要となります。

(3) 平成 17 年～平成 27 年医師国家試験合格、かつ平成 29 年以前眼科研修開始者

厚生労働省の定める 2 年の医師臨床研修修了後、眼科研修プログラム施行施設(基幹研修施設)において当初 2 年の間に行う 1 年以上の眼科研修を含め、専門医制度規則施行細則第 7 条で定める研修内容により一般研修施設において 4 年以上の眼科研修が必要となります。